



隠岐の島駐在事務所からのお知らせ



島根労働局公式キャラクター「しじろー」



厚生労働省 島根労働局 松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所

1 最低賃金が改訂されました！～前年比58円引き上げ～

令和6年10月12日より、島根県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイトを含む）の最低賃金が引き上げられました！

島根県最低賃金

962円

時間額

詳しくはこちらから



【最低賃金額】

使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払う必要があります。仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意のうえで定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の確認方法】

(1) 時間給の場合

$$\frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} = 962\text{円}$$

(2) 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} = 962\text{円}$$

(3) 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} = 962\text{円}$$

2 年次有給休暇の取得について

労働基準監督署に寄せられる年次有給休暇に関する相談の中で、「会社に年休が無いと言われた」、「パート・アルバイトには年休が無いと言われた」といった相談が寄せられます。

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たした全ての労働者に付与されます。

年次有給休暇
の発生要件



雇入れの日から
6か月継続勤務



全労働日の
8割以上出勤

(1) 週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者

金属勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日



(2) 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

付与日数	週所定労働時間数	1年間の※ 所定労働時間数	継続勤務年数						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日		169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日		121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日		73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日		48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

詳しくはこちらから



※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

業務改善助成金の案内

「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備などにかかった費用の一部を助成する制度です。

詳しくはこちら >>>



交付申請期限

令和6年12月27日（必着）

令和6年労働災害発生状況（10月8日現在）

※ 新型コロナ感染者除く

島根労働局全体			松江労働基準監督署					
						隠岐郡		
死亡	死傷	対前年増減 (死傷)	死亡	死傷	対前年増減 (死傷)	死亡	死傷	対前年増減 (死傷)
1	472	▲43	0	180	▲10	0	6	▲9

島根県最低賃金

詳しくはこちら >>>
962円



確かめよう労働条件

詳しくはこちら >>>



過去のお知らせはこちら >>>

